

# 青森県報

第八百七十三号

令和七年  
二月七日  
(金曜日)

## 目次

- 障害福祉サービス事業者の指定……………(福祉が課い) ……一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……一
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(漁港漁場整備課) ……二
- 自動車税(種別割) 納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札……………(税務課) ……三
- 個人事業税及び不動産取得税に係る納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札……………(同) ……五
- 出先機関……………
- 道路の位置の指定……………(中南地域民局) ……六

## 告 示

### 青森県告示第五十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和七年二月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスを行う事業者	指定年月日
名称 合同会社grower 主たる事務所の所在地 弘前市大字原ケ平五丁目一の八	名称 グループホーム桜 所在地 弘前市大字豊原二丁目七の二エトワール弘前第一	令和七・二・一
名称 合同会社grower 主たる事務所の所在地 弘前市大字原ケ平五丁目一の八	名称 グループホーム桜 所在地 弘前市大字豊原二丁目七の二エトワール弘前第一	〃

### 青森県告示第五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和七年二月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	所在地	指定年月日
オネスト薬局	五所川原市字上平井町八三	令和七・二・一

青森県告示第五十五号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第  
二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和七年二月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 保安林予定森林の所在場所

下北郡風間浦村大字下風呂字滝ノ上六の二、字落ノ上一の一

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び風間浦村

役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五十六号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第  
二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和七年二月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 保安林予定森林の所在場所

下北郡風間浦村大字易国間字ニタ川二の二・三三の三から三三三の五まで・三三三の

一三・三三の八八（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水  
産部林政課及び風間浦村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成二十  
六年八月二十六日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定  
により、令和七年一月二十八日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をし  
たので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日ま  
で東通村役場に備え置いて縦覧に供される。

令和七年二月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 宮下宗一郎

二 埋立区域

1 位置

下北郡東通村大字尻屋字ツボケ沢二〇番一一六、四一番五、四一番一、四一番二四から四一番二六まで及び四四番に隣接する地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、アの地点からトの地点までを順次に結んだ線及びアの地点とトの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 X座標 プラス一五五四五七・一四〇  
Y座標 プラス一五三四五・八五四
- イの地点 X座標 プラス一五五四四六・一三一  
Y座標 プラス一九八六・九八九
- ウの地点 X座標 プラス一五五三四四・四五三  
Y座標 プラス一九八三・七八三
- エの地点 X座標 プラス一五五三四四・四三四  
Y座標 プラス一九八四・九八七
- オの地点 X座標 プラス一五五二〇四・一〇五  
Y座標 プラス一九八〇・五二一
- カの地点 X座標 プラス一五五二〇四・四四一  
Y座標 プラス一九七三・〇九〇
- キの地点 X座標 プラス一五五二〇四・五四一  
Y座標 プラス一九七三・〇九三
- クの地点 X座標 プラス一五五二〇四・七八七  
Y座標 プラス一九六四・七八二
- ケの地点 X座標 プラス一五五三三三・六五六  
Y座標 プラス一九六九・四三〇
- コの地点 X座標 プラス一五五三三三・七四七  
Y座標 プラス一九六六・三五七
- サの地点 X座標 プラス一五五三四・四一二  
Y座標 プラス一九六六・三五二

3 面積

八、〇七五・二四平方メートル

公 告

自動車税（種別割）納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札  
次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和七年二月七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 一般競争入札に付する事項

- 1 業務名 自動車税(種別割)納税通知書等の作成業務
- 2 業務内容 入札説明書による。
- 3 業務期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
- 4 作成予定数量

(一) 自動車税(種別割)納税通知書(封筒及びチラシ作成、封入封かんあり) 四十万通

(二) 自動車税(種別割)納税通知書(データ印字のみ) 三万四千通

(三) 自動車税(種別割)納税通知書兼減免通知書(封筒及びチラシ作成、封入封かんあり) 二千通

(四) 自動車税(種別割)減額通知書(封筒及びチラシ作成、封入封かんあり) 八千通

(五) 自動車税(種別割)催告書(封筒作成、封入封かんあり) 二万二千通

(六) 自動車税(種別割)徴収引受通知書(封筒及びチラシ作成、封入封かんあり) 一万三千通

5 通知書等納入場所 青森県財務部税務課の指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号(物品等の競争入札参加資格)の一又は令和六年二月十三日青森県告示第八十六号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、物品の製造の請負に係る契約において、フォーム印刷の営業品目を登録し、かつ、Aの等級に格付された者であること。

3 青森県内に本店又は支社、支店若しくは営業所等を有し、かつ本契約に相応の印刷設備を青森県内に有する者であること。

4 一定以上の品質を有するコンビニ収納用バーコード(GS11128(旧UCR/EAN128)バーコード)、郵便物のカスタマバーコード及びeLQR(地方税における全国統一の二次元コード)を生成及び印字をすることができ  
る者であること。

5 入札日において、知事の指名停止措置を受けていない者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札への参加を希望する者は、あらかじめ、二の4に定める能力(eLQR

を除く。)を有することについて、自動車税(種別割)納税通知書等の作成業務委託一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に係る書類を添えて、青森県財務部税務課長に申請し、審査を受けなければならない。なお、当該申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

2 関係書類

(一) 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙にコンビニ収納用バーコード(GS11128(旧UCC/EAN128)バーコード)を印字したものの 十種類

(二) 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙に郵便物のカスタマバーコードを印字したもの 十種類

3 提出部数 各二部

4 提出期限 令和七年三月三日

5 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県財務部税務課税務電算グループ

電話 〇一七―七三四―九〇六七

6 審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県財務部税務課税務電算グループ

電話 〇一七―七三四―九〇六七

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟五三八会議室

2 日時 令和七年三月二十六日 午後一時三十分

六 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

単価契約につき不徴収

八 契約書の取り交わしの時期

令和七年四月一日

九 落札者の決定方法

入札書に記載された通知書等ごとの金額にそれぞれ百分の十に相当する額を加算した金額が、通知書等ごとの予定価格の制限の範囲内であり、かつ、これら金額に通知書等ごとの作成予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合算額が最低である者を落札者に決定する。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額は、通知書等それぞれ一通当たりの金額とする。

5 入札手続の停止等

令和七年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

個人事業税及び不動産取得税に係る納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和七年二月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 一般競争入札に付する事項

1 業務名 個人事業税及び不動産取得税に係る納税通知書等の作成業務

2 業務内容 入札説明書による。

3 業務期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

4 作成予定数量

(一) 個人事業税納税通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり） 六千二百通

(二) 個人事業税第二期分納付書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり） 五千三百通

(三) 不動産取得税納税通知書（封筒及びチラシ作成、封入封かんあり、一部封入のみ） 一万七千九百通

5 通知書等納入場所 青森県財務部税務課の指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格  
1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の製造の請負に係る契約において、フォーム印刷の営業品目を登録し、かつ、Aの等級に格付された者であること。

3 青森県内に本店又は支社、支店若しくは営業所等を有し、かつ本契約に相應の印刷設備を青森県内に有する者であること。

4 一定以上の品質を有するコンビニ収納用バーコード（GS1128（旧UCR/EAN128）バーコード）、郵便物のカスタマバーコード及びeLQR（地方税における全国統一の二次元コード）を生成及び印字することができる者であること。

5 入札日において、知事の指名停止措置を受けていない者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札への参加を希望する者は、あらかじめ、二の4に定める能力（eLQRを除く。）を有することについて、個人事業税及び不動産取得税に係る納税通知書等の作成業務委託一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、青森県財務部税務課長に申請し、審査を受けなければならない。なお、当該申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

2 関係書類

(一) 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙にコンビニ収納用バーコード(GS1128(旧UCC/EAN128)バーコード)を印字したものを十種類

(二) 県が提供する電子データから、OCR72規格の用紙に郵便物のカスタマバーコードを印字したものを十種類

(三) 自動車税(種別割)納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札(令和七年二月七日公告)の自動車税(種別割)納税通知書等の作成業務委託一般競争入札参加資格審査申請書を提出した者は、前記(一)及び(二)の提出を要しない。

3 提出部数 各二部

4 提出期限 令和七年三月三日

5 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県財務部税務課税務電算グループ

電話 〇一七―七三四―九〇六七

6 審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県財務部税務課税務電算グループ

電話 〇一七―七三四―九〇六七

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟五三八会議室

2 日時 令和七年三月二十六日 午後二時

六 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

単価契約につき不徴収

八 契約書の取り交わしの時期

令和七年四月一日

九 落札者の決定方法

入札書に記載された通知書等ごとの金額にそれぞれ百分の十に相当する額を加算

した金額が、通知書等ごとの予定価格の制限の範囲内であり、かつ、これら金額に通知書等ごとの作成予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合算額が最低である者を落札者に決定する。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の条件

自動車税(種別割)納税通知書等の作成業務委託に係る一般競争入札(令和七年二月七日公告)の落札者は、入札に参加できない。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の提出方法等

入札説明書による。

5 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書記載金額は、通知書等それぞれ一通当たりの金額とする。

6 入札手続の停止等

令和七年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

出 先 機 関

中南地域県民局告示第一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、中南地域県民局地域整備部

及び平川市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年二月七日

中南地域県民局長 雪 森 正 三

平川市柏木町藤山一四の〇の 八、一四の九、一四の〇の 及び一四の〇地先	位 置
一〇・〇〇メートル	延 長
六・〇〇メートル	幅 員
令和 七・一・三	指 定 年 月 日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭